

しぼうとどけ

死亡届 のこと

しぼうとどけ

○ 死亡届

ひと し じ しぼう とき し くちょうそん やくしょ だ
人が 死んだ 時 (死亡した 時)、市区町村) の 役所に 出します。

にほん こくない しぼう とき しぼうとどけ だ
日本の 国内で 死亡した 時は、死亡届を 出して ください。

しぼうとどけ ほか し ひと ざいりゅうかーど す ちいき しゅつにゅうこくざいりゅう
死亡届 の 他に、死んだ 人の 在留カード などを、住んでいる 地域の 出入国在留

かんりきょく かえ
管理局に 返します。

しぼう とき こくせき くに し てつづ ほうほう たいしかん
死亡した 時は、国籍が ある 国にも 知らせて ください。手続きの 方法は、大使館か

りょうじかん き
領事館に 聞いて ください。

とど とき しぼう し ひ かかん す まえ かそう まえ し
(1) 届ける 時：死亡を 知った 日から 7日間で 過ぎる 前。火葬 する 前に、知らせて
ください。

とど ひと けっこん ひと おや こども まご しんぞく いっしょ す
(2) 届けをする 人：結婚して いる 人、親、子供、孫など (親族)、一緒に 住んで

ひと どうきよにん やぬし じめし いえ かんり ひと とち かんり ひと こうけんにん
いた 人 (同居人) 家主、地主、家を管理する人、土地を管理する人、後見人など

とど ところ しぼう ところ とどけでん じゅうしょ ところ し くちょうそん やくしょ
(3) 届ける 所：死亡した 所か、届出人の 住所が ある 所の 市区町村の 役所

にしのみやし てつづ ところ
西宮市で 手続きを する 所：

にしのみやし やくしょ しみんか
西宮市役所 市民課 0798-35-3128

ひつよう しよるい
(4) 必要な 書類など

しぼうとどけしょ びょういん
①死亡届書：病院などに あります。

しぼうしんだんしょ おな か かた
死亡診断書 と 同じ 書き方 です。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

②死亡診断書：死亡した時、死亡届書に医者の証明を受けたもの

③後見人、保佐人、補助人 および 任意後見人が届ける場合は、資格を証明する 登記事項証

明書) また さいばんしょ とうほん
明書) 又は裁判所の謄本。

※ 市区町村 によって、申し込む 所、申し込む 方法、サービスの 種類、名前が 違う
ことが あります。

詳しい ことは、日本語が わかる 人と 一緒に 聞いて ください。